

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第33号
事故等種類	衝突（のり養殖施設）
発生日時	平成27年2月10日 13時45分ごろ
発生場所	愛媛県西条市西条港北方沖 西条港導灯（前灯）から真方位331° 2,950m付近 （概位 北緯33° 57.19′ 東経133° 09.57′）
事故等調査の経過	平成27年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	作業船（船名不詳）、5トン未満 不詳、不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷 のり養殖施設 のり網及び付属具が破損
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、西条港沖を北北西進し、同港北方沖に東西に並んで設置されたのり養殖施設の間を通航しようとしていた。 船長は、船首方にブイを認め、そのブイが東側の養殖施設の南西端を示すものと思い、同ブイを右舷側に見るように左転したところ、平成27年2月10日13時45分ごろのり養殖施設に衝突し、プロペラにロープが絡んで機関が停止した。 船長は、海上保安庁に本事故を通報し、巡視船にえい航されて西条港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	船長は、本事故海域付近の航行経験が豊富であり、ふだんから、東側の養殖施設と西側の養殖施設の間を通航していた。 船長が船首方に認めたブイは、西側の養殖施設の南東端を示すものであり、本船は、西側の養殖施設に衝突していた。 船長は、レーダーやGPSプロッターで船位を確認していなかった。 のり養殖施設は、海面下にあり、レーダーには映らず、肉眼で確認することも困難であった。
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし 本船は、西条港北方沖を北北西進中、船長が、船位の確認を行って いなかったことから、西側の養殖施設の南東端を示すブイを東側の養 殖施設の南西端を示すブイと誤って左転し、西側の養殖施設に衝突し たものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が西条港北方沖を北北西進中、船長が、船位の確認 を行っていないため、西側の養殖施設の南東端を示すブイを東側 の養殖施設の南西端を示すブイと誤って左転し、西側の養殖施設に衝 突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のり養殖施設が設置してある海域を航行する場合は、レーダーや GPSプロッター等を活用して、船位を確認すること。